

八王子市震災復興マニュアルの改定について

1 報告趣旨

「八王子市震災復興マニュアル」とは、激甚な震災被害が発生した場合に、都市や住宅の復興に向けて、市職員がとるべき活動の手順を示したものである。

平成26年（2014年）2月の策定から7年が経過し、この間東日本大震災後の復興事業の進捗が見られる一方、熊本地震や大規模な風水害等新たな災害が発生している。東京都では、令和3年（2021年）3月に「東京都震災復興マニュアル」を改定しており、これらの状況変化から本市においてもマニュアル改定を行ったため、その内容等について報告する。

2 報告内容

（1）改定の目的

近年の大震災等の教訓、都の行動手順の改定点や市街地特性などを加味することとで、より実態に即した効率的な行動の手順を示したマニュアルとする。

（2）主な改定内容

ア 復興モデルプランの作成（新規追加）※別添イメージ図参照

復興モデルプランとは、被災後に「地域別復興まちづくり計画」を一刻も早く作成できるよう、復興計画のイメージや事業手法を例示したものである。

下表のとおり、本市で典型的にみられる市街地特性から市街地を分類し、類型ごとに起こりうる被害状況をイメージし、復興の考え方と事業手法を例示した。

類型	被害様相（抜粋）	復興の考え方 （抜粋）	事業手法（抜粋）
I 商業・業務集積地	建物倒壊・損壊／路上障害／火災	街区再編／共同建替え／空地確保	市街地再開発事業／道路・公園整備
II 木造住宅密集地域及びその周辺	建物倒壊・損壊／道路閉塞／火災延焼	都市基盤整備／老朽木造住宅建替	土地区画整理事業／住宅市街地総合整備事業
III 都市基盤が脆弱な住宅地	建物倒壊・損壊／道路閉塞／火災延焼	都市基盤整備／空地確保／農地集約・保全	土地区画整理事業／農地保全型地区計画

Ⅳ丘陵地の造成による住宅団地	擁壁倒壊／がけ崩れ	道路・公園等復旧／住民移転	災害復旧事業／がけ地近接等危険住宅移転事業
Ⅴ沿道集落地	がけ崩れ／集落孤立／農用地の被害	堰堤整備／都市基盤・農地復旧／住民移転	砂防事業／災害復旧事業／防災集団移転事業
Ⅵ激甚水害地区	堤防決壊／床上浸水／家屋流出	堤防修復／水災害に強い建築物誘導／集団移転	河川事業／災害復旧事業／建築規制（高床化等）／防災集団移転事業

イ 家屋被害状況の調査方法の見直し（東京都マニュアルに合わせ修正）

	改定前	改定後
被災前	—	【都・市】 都市づくりの整備状況と整備水準、ハザードマップ等を重ね、優先調査地区を選定する。
被災後	【市】 災害対策本部にて情報収集を行い、概ねの被害状況を把握したうえで、補足調査を実施する。	【都】 航空写真等により、災害種類別・街区別の被害状況を優先調査地区より調査する。 【市】 都の調査結果を基に、補足調査を実施する。

ウ 市街地復興の対象区域の設定（東京都マニュアルに合わせ修正）

改定前	改定後
「重点復興地区」 ・都市基盤未整備＋大被害	「市街地改造予定地区」 土地地区画整理事業等の面的整備事業により抜本的な改造を予定する地区
「復興促進地区」 ・都市基盤未整備＋中被害 ・都市基盤整備済＋大被害	「市街地修復予定地区」 部分改造や自力再建の支援を予定する地区
「復興誘導地区」 ・小被害	

※災害発生時は「八王子市震災復興の推進に関する条例」に基づいて、市街地復興の対象区域を告示する（地区の名称や位置づけを変更する条例改正を予定）。

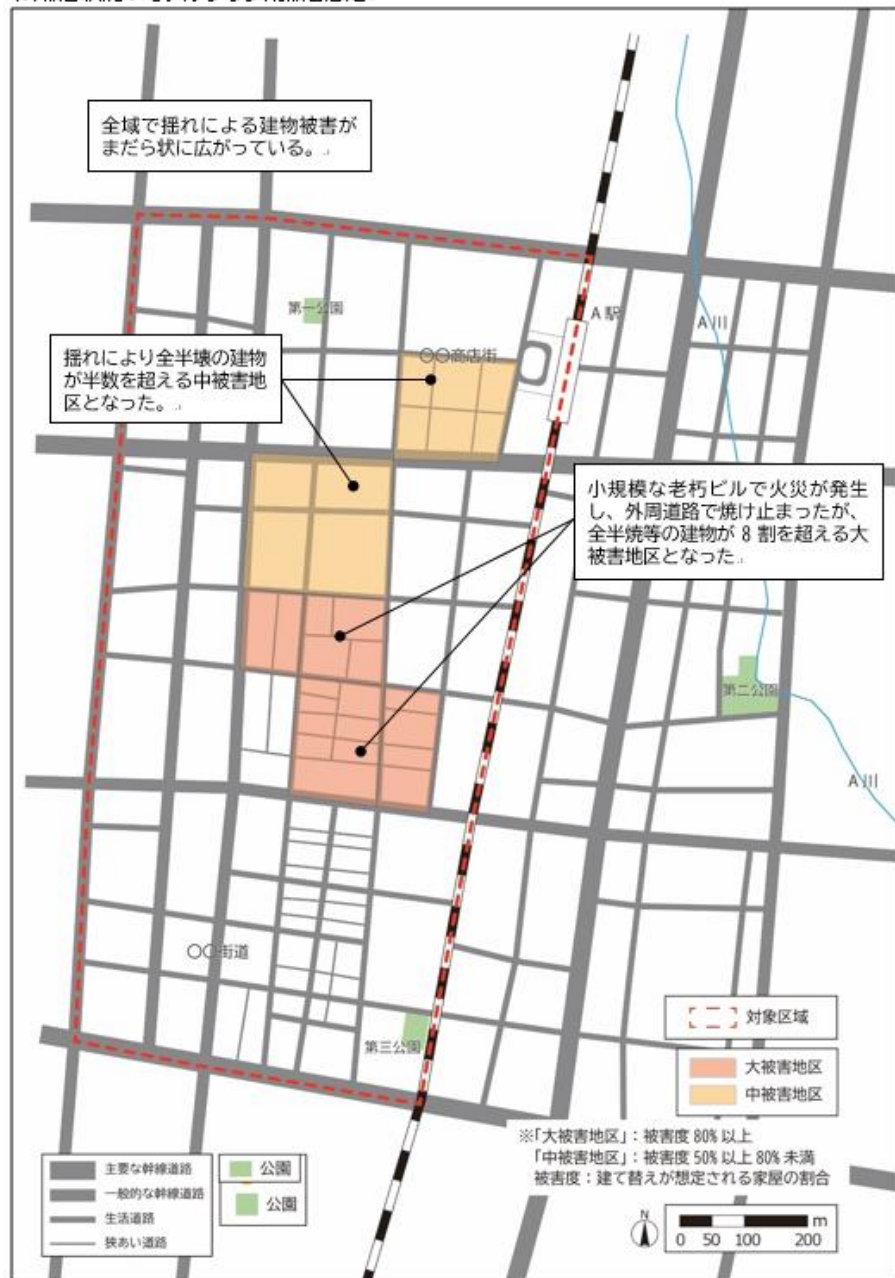
3 今後のスケジュール

令和4年（2022年）6月「八王子市震災復興の推進に関する条例」改正予定

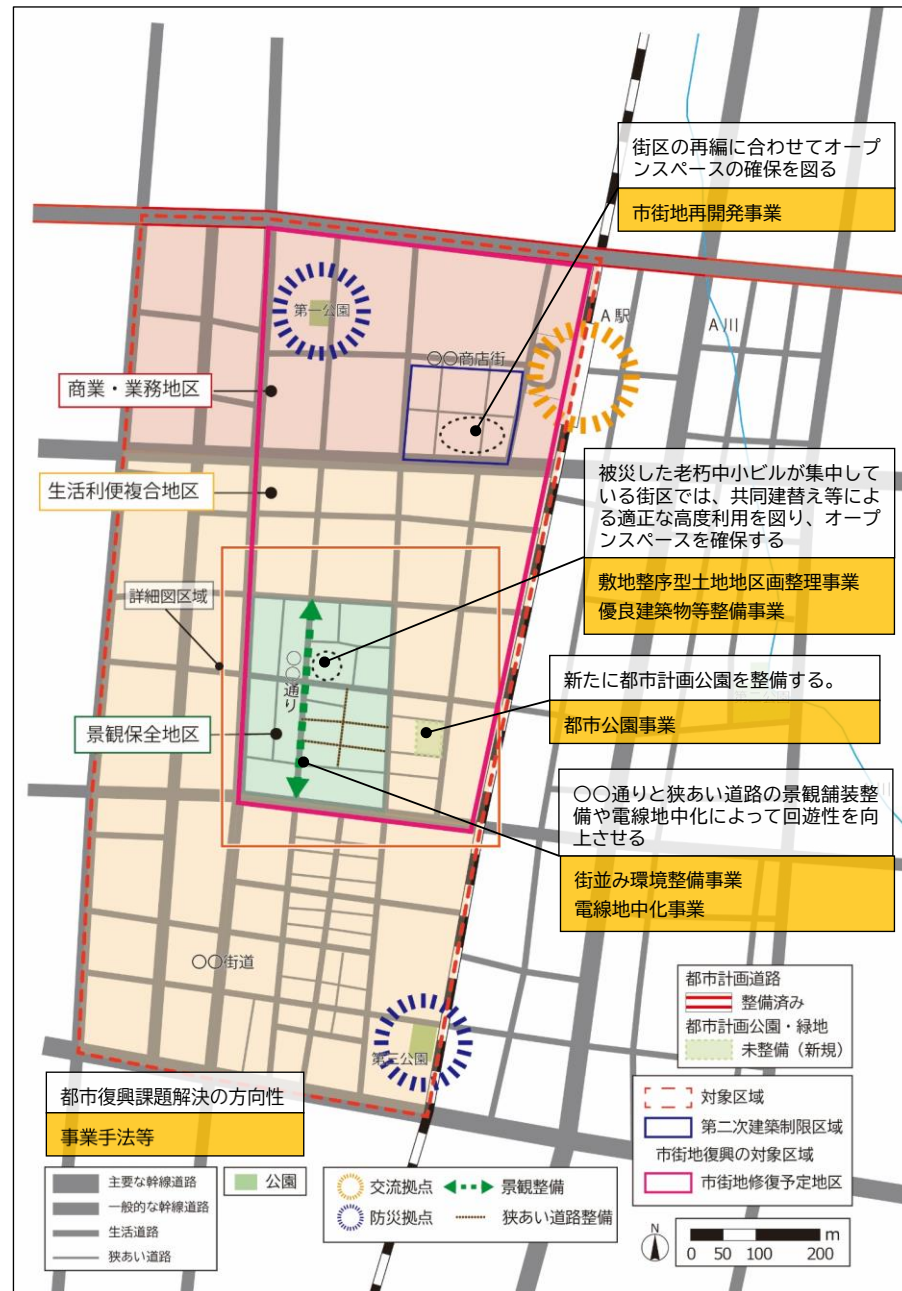
令和4年度（2022年度）以降 震災復興まちづくり訓練の実施

〔抜粋〕Ⅰ 商業・業務集積地の復興まちづくり計画イメージ図

〔3〕被害状況：モデルプラン用被害想定

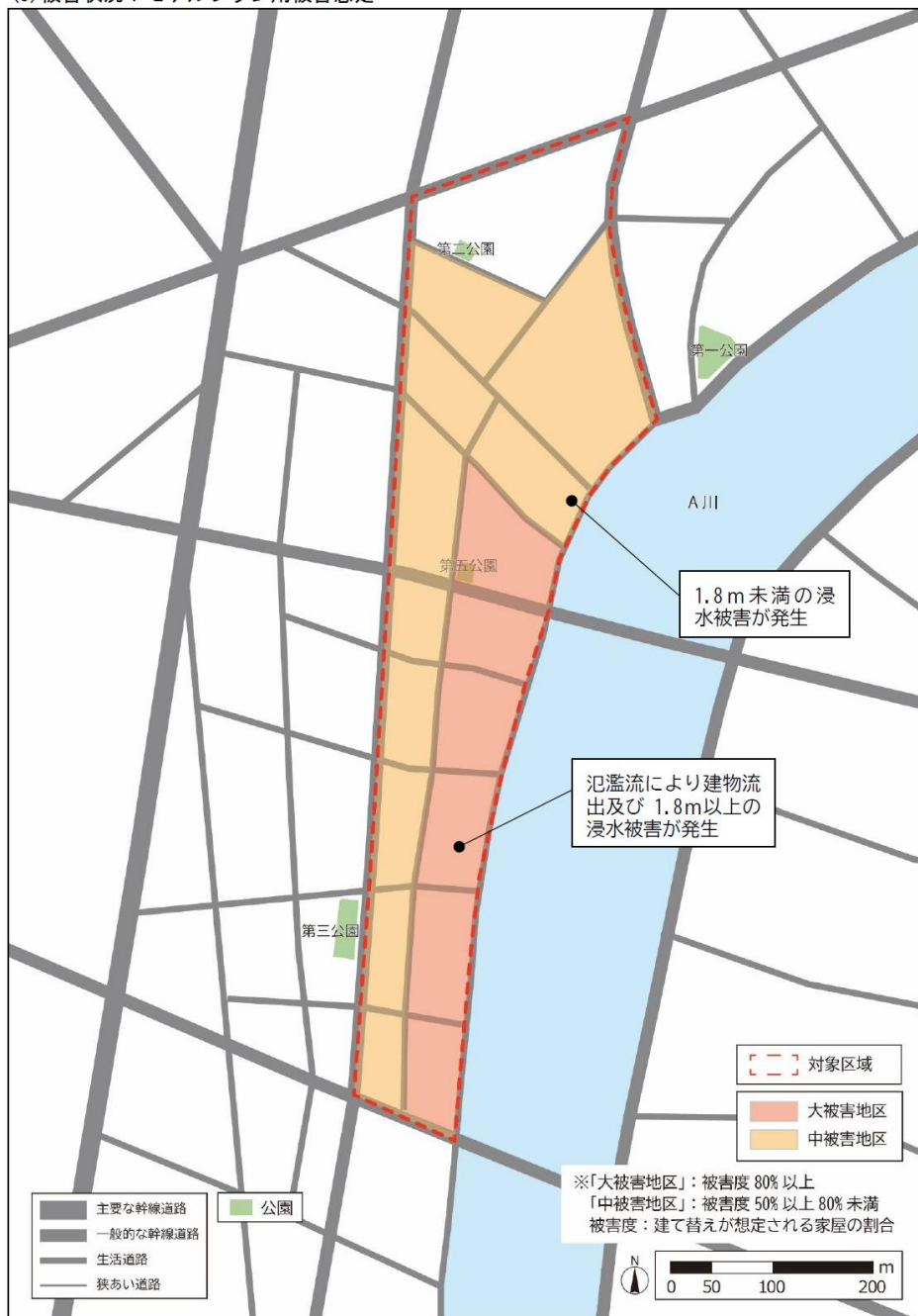


図Ⅰ-2 地域別復興まちづくり計画（市街地修復計画）（原案） ※2 か月以内



〔抜粋〕VI激甚水害地区の復興まちづくり計画イメージ図

(3)被害状況：モデルプラン用被害想定



図VI-2 地域別復興まちづくり計画（市街地修復計画）（原案） ※2 か月以内

